

第2 申請区分

1 設置工事

次に掲げる工事を行う場合は、設置許可申請が必要である。

- (1) 製造所等を新たに設置するとき。
- (2) 既設の製造所等を廃止し、同一の製造所等を設置するとき。
- (3) 製造所等を当該事業所の同一敷地内の別の場所に移転するとき。ただし、移動タンク貯蔵所は除く。
- (4) 既設の製造所等の区分（危険物令第2条又は同令第3条に規定する区分）を変更するとき。
- (5) 既設の製造所等の大部分を撤去し、建て替えをする場合。ただし、同規模程度の屋外タンク貯蔵所（タンク直径、高さが同規模以下の場合に限る）、地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所は除く。

2 変更工事

- (1) 基本的事項（平成14年3月29日消防危第49号）

ア 法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係がない工事については、変更の許可を要しない。

イ 基準の内容と関係が生じる場合においても、その内容が軽微であるために保安上の問題が生じないものには、変更許可は要しない。

- (2) 変更許可申請の対象

製造所等の位置、構造又は設備を変更するとき。ただし、(3)イに定める変更工事に該当するものは除く。

なお、特殊な変更の例としては次のものがある。

ア 製造所等のエリアの変更（小規模なものを除く。）

イ 指定数量の倍数の変更により、保有空地が変更される場合。

ただし、屋外タンク貯蔵所で一時的に内容油種の変更を行い、その後、元の油種に復するときは、これによらない場合がある。（第22「危険物製造所等品名・数量又は指定数量の倍数の変更届出」参照）

ウ 移動タンク貯蔵所の常置場所を当該事業所の同一敷地外の場所に変更するとき。

なお、当該事業所の同一敷地内における常置場所の変更は、資料提出書により行うこと。

エ 移動タンク貯蔵所の車両を交換するとき。（被けん引車形式のけん引車部分を除く。）

オ 積載式移動タンク貯蔵所の交換タンクの数を増加するとき。（国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所を除く。）

カ 貯蔵タンク本体の溶接を伴う工事

(3) 規則第11条第1項第5号に基づく資料提出を要する変更工事

ア 資料提出を要する変更工事は、当該変更工事が法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないことが明らかでないため、変更許可に該当するか否かについて確認を要する変更工事（以下「確認を要する変更工事」という。）をいう。確認の結果、変更許可に該当しなかった工事は軽微な変更工事として扱い、変更許可の手続きを要しないものであること。

(ア) 確認を要する変更工事は、原則、規則第11条第1項第5号に基づく「資料提出書」により届け出ることとなる。

なお、事前相談等を行う場合は、必要に応じて、第28「事前相談に関する事務処理」別記21)に定める指導経過書に記入すること。また、事前相談等で提出を求める資料は簡素化に努めること。

(イ) 工事の形態により、変更許可を要する工事と確認を要する変更工事が同時に行われる場合には、変更許可申請に確認を行うための資料を添付しても差し支えないが、確認の結果、軽微な変更工事に該当した部分については、当該変更許可に係る完成検査は要しないものであること。

イ 資料提出を要さない変更工事は、当該変更工事が法第10条第4項の位置、構造及び設備の技術上の基準の内容と関係が生じない、又は保安上の問題を生じさせないことが明らかである軽微な変更工事（以下「確認を要しない軽微な変更工事」という。）をいい、この場合、事後における資料提出も要しないものとする。

ウ 予防規程を定めなければならない製造所等において、軽微な変更工事を実施した場合は、危険物規則第60条の2第1項第13号の規定に従い、製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類又は図面に、実施日及び内容等を記録しておくこと。

なお、予防規程を定めなければならない製造所等から除かれるものにあっても、軽微な変更工事を実施した場合は、同様に明らかにしておくことが望ましいものであること。

エ 変更工事に関する判断のフローは図4-2-1に示すとおりである。また、確認を要する変更工事及び確認を要しない軽微な変更工事に関する具体的な判断資料は表4-2-1のとおりであるが、当該表に掲げられていない工事であっても、変更の程度がこれらの例と類似又は同等であると認められるものについては、同じ取扱いをして差し支えないこと。

なお、この判断に際しては、変更工事が保安上の問題を生じさせないものであるか否かによること。変更工事が、保安上の問題を生じさせないものであると判断するための要件をあらかじめ一律に定めることが困難であるが、一般的には、少なくとも次の要件を満たす必要がある。

(ア) 変更工事に伴い、製造所等の許可に係る危険物の品名、数量又は指定数量の倍数の変更がないこと。

(イ) 変更工事に伴い、位置に係る技術上の基準に変更がないこと。

(ウ) 変更工事に伴い、建築物又は工作物の技術上の基準のうち、防火上又は強度上の理由から必要とされる基準に変更がないこと。

(エ) 変更工事に伴い、通常の使用状態において、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲に変更がないこと。

オ 製造所等の点検・整備・事故に対する応急措置・廃止等（以下オにおいて「点検等」という。）に伴い仮設の配管、装置及びタンク等（以下オにおいて「配管等」という。）を敷設する場合は、確認を要する変更工事として取り扱い、次の要件が確認できるものにあつては軽微な変更工事とすることができる。

なお、サンプリング及び実験等のための配管等敷設工事等は変更許可に該当する。

(ア) 工事内容が点検等に係るもので期間が必要最低限度（最長１年以内）に定まっているものであること。

(イ) 工事に伴い発生する危険要因を把握したうえで安全対策が講じられていること。

(ウ) 協力会社を含め、作業を行う全従業員に対し、安全教育を実施すること。

その際、危険物の性状や適切な取扱い方法、適切な１１９番通報要領、有効な消火方法等基礎的なことから行うこと。

(エ) 作業現場での安全管理は協力会社に任せることなく、事業所の従業員の立会いを行うこと。

(オ) 作業当日、事業所内で行われている工事を関係従業員に周知し、協力会社を含め情報の共有化を図ること。

(カ) 工事中は危険物施設に設置されている消火設備が動作する環境にないことが多いことから、当該工事の危険要因を把握したうえで当該危険要因に対応する十分な消火設備を配置すること。

(キ) 工事に使用する機械器具や工具などの仕様を確認するとともに、使用前には必ず点検を実施すること。

(ク) 工事を行う前には、残存する危険物の状況を確認し、除去、又は火災発生の危険が排除されるまでの安全確認に十分な準備を施すこと。

(ケ) 使用する配管の材質は鋼管等とし、接続箇所は使用前に気密検査を実施すること。

(コ) ポンプ等の電気設備を使用する場合は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

(サ) 配管等の撤去にあつては消防による検査等の機会をとらえて確認すること。

(シ) その他必要な事項

(4) 変更工事のうち溶接、溶断等火花を発する器具等を使用する工事で、次に該当する場合には、事前に「火気使用工事届出書」の提出により、安全の確認を行うものとする。ただし、許可申請、仮使用承認申請又は資料提出書が提出され、その内容に火気使用に関する安全対策が含まれているものを除く。

ア 製造所等内（保有空地を含む。）で行う工事（屋外タンク貯蔵所を除く。）

イ 屋外タンク貯蔵所の防油堤内で行う工事

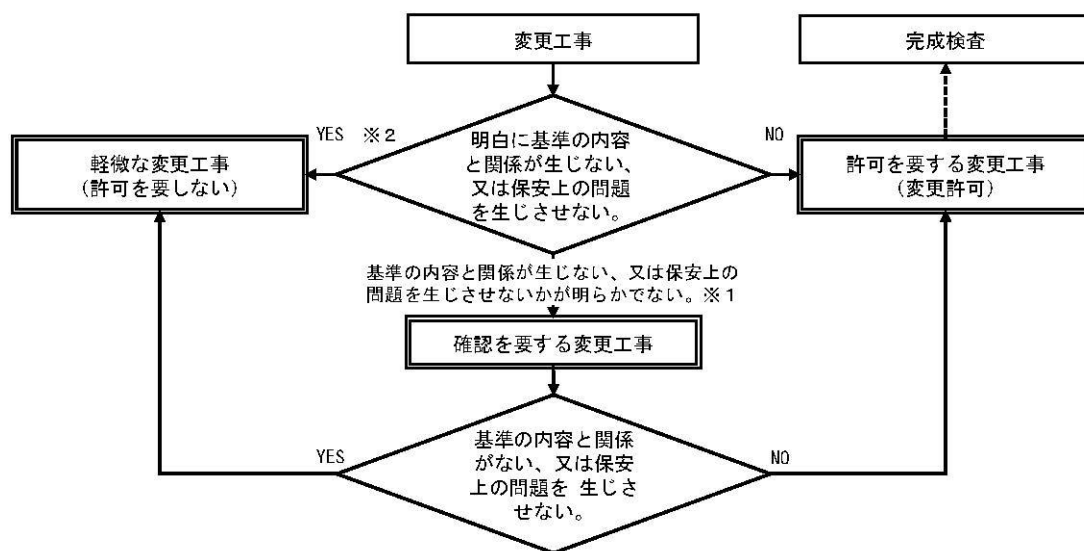
ウ 可燃性危険物の配管工事

エ 周囲に対し、何らかの防護処置が必要な工事

その他に関しては、第8「火気使用工事届出書」を参照のこと。

(5) 自主安全対策

事業所等が危険物施設に関する工事を行う場合には、事前に作業員の安全教育、消火、通報、避難、使用資機材の安全性の確認、火気使用時の立会い、ガス検知等の安全対策に係る計画を策定させること。



※1 表4-2-1の第1欄に掲げる工事は変更許可に該当するかどうか確認を要する。

※2 表4-2-1の第2欄に掲げる確認を要しない軽微な変更工事。

図4-2-1 変更工事に係る判断のフロー